

白川町



迎春

魔女裁判



坂元 和夫

ローテンブルグの 中世犯罪博物館

ドイツのバイエルン州にローテンブルグという町があります。フュッセンからアウグスブルグを経てヴェルツブルグに到るローマ街道の途中にあって、周りを城壁で囲まれた中世の町並みがそのまま残っている別天地です。

定刻になると等身大の人の市長がワインジョッキを片手に窓から現れる市庁舎から石畳の道を北へ少し行くと、中世犯罪博物館があります。一四世紀の修道院の建物を利用した地下一階、地上三階のフロアには、首切りの斧とか各種の拷問道具とか罪人を晒すための

首枷のついた台とか古い文献などが所狭しと展示されています。説明文によれば、その多くが魔女裁判に使われたようです。中でも、魔女狩りのための長い竿の先に針金の輪を付けた道具や、鉄の乙女（内部の両面に鉄の針が沢山植え込まれた乙女を形取った木製の箱で、この中に罪人を入れて蓋を閉める）は、もっぱら魔女裁判のための道具だとのことでした。

魔女狩りの横行

魔女狩りは、一五世紀から一八世紀にかけて、ドイツ、フランス、イングランド、スコットランドなどヨーロッパ各地で行われました。

もっとも盛んに行われたのは、一六世紀末から一七世紀末までの一〇〇年間で、魔女裁判の結果、火炙りの刑で殺された人数は、約一〇万人といわれます。その大部分はもろろん女性でしたが、「魔男」も一割くらいはいたそうです。

魔女かどうかを決めるのは、魔女標識によりです。一五世紀にスコラ学者によって集大成された「魔女を打つ槌」という書物が魔女標識を列挙し、以後、これが魔女裁判の手引書になりました。

人と変わった言動とか体型とか容貌は、すべて魔女の標識とされました。ヴェルツブルグに残されている魔女の処刑記録によると、村で最も太っている女、ヴェルツブルグでもっとも美しい少女、各国語に通じ優れた音楽家の学生、盲目の少女、一〇歳の少女とその妹その母親などが記載されています。

裁判の方法

魔女の嫌疑を掛けられると、裁判官から自分が魔女であることを自白するよう迫られます。自白しないのは、悪魔がそうさせるからだというので、自白させるために拷問を行うことが正当化されました。過酷な拷問に耐え兼ねて、多くの女性は、自分が魔女であることを告白し、悪魔の宴会に出席したとか悪魔と交わったなどの物語を事細かに喋ったとのことでした。

自白すれば、もちろん火炙りに処せられます。ともかく、一旦、魔女と疑われたら最後、逃れるすべがなかったようです。ただ、後には、別の判定方法も採用されました。例えば、被疑者を水の中に投げ込んで、浮かば有罪、沈めば無罪とか、針を体に刺して、血が出なければ有罪、出れば無罪（恐怖のため顔面蒼白となるのは血液の循環不全だから血が出ない？）などで

す。

魔女裁判に関わるのは、裁判官、拷問吏、刑執行役人などで、彼らは、裁判の度に報酬をもらい、その妻達は豪華な衣服をきて贅沢な暮らしをしていたとのことでした。彼らは仕事の永続を狙って、魔女の被疑者に対し、他の魔女を告発すれば助けてやると言って、魔女を拡大生産しました。

魔女裁判の教訓

魔女裁判を昔の異国の特殊な気違いじみた出来事と見なすのは正しくありません。同じような狂気は、パールハーバーにもアウシュヴィッツにもベトナムにも、近くはベルシヤンガルフにもあったのではないのでしょうか。身近かな子供のいじめにも狂気の萌芽がみられるように思います。制度を作るときには、人間が狂気を秘めた動物であることを意識してしなければならぬと思っただ次第です。

京都の「活性化」を考える



尾藤 廣喜

「高層ビル」で活性化
するか

京都ホテルやJR京都駅ビルの高層化の問題で、いま京都は大きな景観論争が巻き起こっています。そして、これに関連して、京都の経済を刺激し、活性化を図るためには、京都にも思い切った高層ビルを建てる必要があるとの意見がよく出されます。

「個別化」の時代と京都

全国の町並みや都市づくりのあり方をめぐって、今どこへ行っても同じ町とい

う画一化の限界が強調され、町の個性をどうアピールしていくのかという「個別化」の時代に入っています。

京都の町の個性は、歴史と自然のみごとな調和にあり、また、木と紙の文化に特性があり、その経済構造は、一極集中ではなく多極分散型の性格を持っています。

このような京都に、東京や大阪では全く珍しくない高層ビルを作り、これを核として集客能力の向上を図ろうとしても、その効果には疑問があります。

求められる「三つの戦略」

もちろん、京都が歴史都市として、その個性を生か

していくためには、ただ、現状維持を図ればよいとか、凍結的保存のみに終始しては不十分です。都市経営の観点からの京都らしい積極的な戦略が必要です。

第一には、「生活者のための戦略」です。経済の活性化は、まず、そこに住む住民の利益として還元がなされるものであるべきです。

そのためには、西陣、室町をはじめとする地場産業の積極的振興と町づくりの結合策が考えられるべきです。例えば、室町の間屋街を雑然たるビルの町から、一階を紅殻格子を活用した和風のショールウインドーの町並みに統一し、パリのサント・ノールのような歴史と商業機能の共存する町並みに統一する。西陣については、西陣織や京町屋の良さが体験できるゾーンとして再生し、西陣織の用途を広げ、技術と芸術性を深めるなど、新展開していくための集中的

な投資を行うなど。

また、市街地での住民の定住を図るため、中層の新しい京町屋のモデルづくりも必要です。

第二には、「緑の戦略」です。東山、北山、西山の三山の緑とこれに調和した社寺仏閣、鴨川の流れに、多くの人々が京都の魅力を感じていることは異論のないところでしょう。この緑の魅力を三山のみではなく、中心部へと面的に広げていく戦略が必要です。そのためにも、風致地区、美観地区の拡大強化や緑地率の引上げが求められています。

第三には、「文化の戦略」です。京都には、京都にだけしかない、雅び、わび、さびの文化と歴史の蓄積があります。食文化、着物などのファッションの文化、音楽文化、文学から芸能に至るまで多種多様な個性のある文化と歴史的遺産があります。またこれを生かせる自然のステージやスパー

スにも恵まれています。家元もたくさんおられます。これらの独特の味わい深い文化を中心にすえて、新装南座のにぎわいや社寺でのクラシックコンサートなどを参考に、東京や大阪では決してまねのできないハイタッチな企画やスペースの開拓に努力すべきでしょう。

深みのある「活性化」を

私は、数年前に来日したイギリスの女性造園家に、京都の庭で一番気に入った所はどこかと聞いたことがあります。彼女は、祇王寺の庭だと答えました。その理由は、この庭が桜が咲いているのをただ見るのではなく、苔に散った桜の花びらを味わうという発想の斬新さに驚いたというのです。このように文化を深い所で表現できる京都には、それにふさわしい活性化の道があるのではないのでしょうか。

遠い国の物語



山崎浩一

東方の商人の話 ☆

世界の東の果てに小さな国がありました。その商人は世界中を旅して商売をしていました。この東方の商人が、菩提樹の木陰で他の商人と休憩をとりながら雑談をしていました。そのうち話題が国の裁判の話になり、東方の商人は自分の国の裁判の話を始めました。「私の国の王様は裁判所

が各地を転勤するようにもしました。この出世と転勤を決めるのは、最高裁判所なのですが、その裁判官は王様自身が任命するので、ですから、王様の意に沿わない判決をする裁判官は昇進を遅らせたり、僻地ばかりを転勤させたりすること、王様に従うようにさせることができるのです。その上、裁判官の数を少なくして、自分の管理が行き届くようにして、裁判官を馬車馬のように働かせ、余計なことを考えさず、王様のいうままに事件の処理ばかりさせようと思いました。毎月一回、裁判所に各裁判官がどれだけ事件を処理したかがわかる表を回覧させて、競争を煽るようにも

しました。そして、重要な事件については、それを担当する裁判官を招集して会議を開き、最高裁判所がこの問題の正解はこれですという解答を示すのです。勿論表向きは裁判官の自主研究となっていますがね。この制度が始まってからは、良心的な裁判官は、昇進が遅れたり、田舎ばかりに転勤されるもんだから、妻や子供のことを思っしかなかたなく王様に有利な判決をするようになり、事件の処理ばかりに追われ、裁判の意味とか、良い裁判官とはどのような裁判官かというようなことを考える間がなくなりました。

そして、最も恐ろしいことは、最初は王様の制度に反対した裁判官も、しだいに、それが当たり前だと思ふようになつたことです。●ら、裁判官といつて上ばかりを気にしている裁判官が裁判所にあふれるようになりました。その結果、無

実の人が有罪とされたり、国民が王様相手に裁判をしてもいつも国民が負けてしまうことになりました。」これを聞いた西方の商人は「それはひどい。私の国では国民自身が国民を裁く陪審制度がありますよ。」といい、北方の商人は「私の国では弁護士から裁判官になるし、裁判官に階級はありませんから裁判官が自由に裁判していますよ。」といいました。南方の商人は、「私の国では、王様がそのような制度を昔とっていたので、国民が考えて裁判官の転勤を禁止し、昇進も国民の代表者が決める方法に改めました。」と誇らしげにいました。東方の商人は自分の国が恥ずかしくなり、国に帰ったら皆にこの話をしようと思にきめました。

新聞に出ていました。ある主婦が原発反対のビラを歩道橋に貼っていたところ警察官が突然逮捕しました。理由は美観を損ねたというのです。この主婦は、警察の留置場で二度も裸体検査を受け休憩もなく取調べられ、その結果、起訴されました。この主婦は、ビラ貼りは憲法で保障された表現の自由の範囲内であり、無罪であると主張しました。しかし、裁判官は罰金刑の最低の四〇〇〇円に更に執行猶予を付けた有罪判決を言渡しました。

この判決からは、裁判官も実質は無罪であると考えたのに、その勇気がなくて妥協してしまつたとしか考えられません。

恣意的な逮捕・起訴であることは裁判官も認めました。それなら、違法な起訴ですから無罪にすべきでしょう。こんな判決をみると、とても東方の国の国民を笑うことはできません。

借地借家法改正

昨年、新借地借家法が成立し、今年の夏頃から施行される見込みです。

新たに設けられた制度のうち主なものは

① 普通、借地権の期間を三〇年とし、更新後は

- 一〇年（初めての更新時は二〇年）としたこと、
 ② 期限が満了したら更新することなく終了する定期借地権制度の創設、
 ③ 契約の消滅事由である

「正当事由」の内容を細かく規定したこと、

- ④ 賃料の改定につき調停前置主義を採用したこと等です。但し、新借地借家法の条文ごとに、既にある借地借家契約に適用するものと、今後発生する契約のみに適用するものを分けています。いずれにしても国会の付帯決議で、今後無用の紛争が起きないように政府が制度の周知徹底を図ることが求められていますので皆さんも広報に注意されると良いでしょう。

出版案内

尾藤廣喜弁護士が、共著で「誰も書かなかった生活保護法」を出版しました。

この本は、生活保護の理念や現場で実際に問題になっている点について、実務的にわかりやすく説明がされており、大変参考になると思います。



●ご希望の方は、当事務所までご連絡下さい。(定価一九五七円のところ一八〇〇円にて販売いたします)